令和６年６月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和６年６月２５日（火）午後１時３０分～午後３時１０分
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　９名

１番　藤岡 義博委員　２番　福冨 汎委員
４番　中島 豊繋委員　５番　島巻 賢二委員　６番　川﨑 一男委員
７番　尾﨑 考平委員　８番　小松 弘之委員　９番　細川 季代委員
10番　濱田 祐司委員

４．　欠席委員　　３番　西岡 豊委員

５．　事 務 局　　局長　山崎　桂　次長　冨士原夏樹

６．　議案　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第２号議案　農地法第３条許可申請について

第３号議案　令和５年度最適化活動の点検・評価について

第４号議案　令和６年度農業者年金加入推進活動計画について

その他の件　令和５年度慶弔費の実績報告について
令和６年度農地パトロールについて
令和６年度県外先進地視察研修について

（開会時刻　１３：３０）

事務局　　みなさんおつかれさまです。定刻となりましたので、
ただいまから令和６年６月定例総会を始めさせていただきます。
島巻会長からご挨拶お願いいたします。

（島巻会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから６月定例総会を開会致します。
はじめに事務局より諸般の報告を致します。

事 務 局　　はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は１０名中９名で、西岡委員さんより欠席のご連絡をいただいております。
室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。
また推進委員さんの出席者数は１０名中９名で海老川委員さんより欠席のご連絡をいただいております。
なお、本日の議案は、
第１号議案 農用地利用集積計画について、
第２号議案 農地法第３条許可申請について、
第３号議案 令和５年度最適化活動の点検・評価について、
第４号議案 令和６年度農業者年金加入推進活動計画について、
その他の件の順にご審議いただく予定ですのでよろしくお願いいたします。（５月総会以降の農業委員会の活動報告等）
～以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議　　長　　それでは 10 番濱田委員　１番藤岡委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。第１号議案番号１農用地利用集積計画について議題といたします。この件につきまして、産業振興課三宮氏より説明を願います。説明の間、休憩します。

産業振興課　三宮　　第１号議案番号１　農用地利用集積計画について説明させていただきます。議案書１ページ目と地図は２ページ目から４ページ目をご覧ください。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく賃借権による権利の設定となります。
利用権を設定する者（貸付人）が羽根町の　　さん、利用権の設定を受ける者（借受人）が吉良川町の　　さん、場所が羽根町字　　甲　　番　、同字甲　　番　の計２筆で、登記地目及び現況地目はいずれも田、地積は 770 ㎡、714 ㎡の２筆計 1,484 ㎡となっております。
設定する利用権は賃借権で、設定期間は令和６年７月１日から令和７年６月 30 日までの１年間で、現在　　地区で室戸市園芸用サポートハウス２号棟の方をそこで整備しておりまして、令和６年８月より　　さんが本サポートハウスにて営農開始を予定しております。そのため営農を行うにあたって利用権の設定が必要となるため今回の申請に至っている状況となっております。なお作付けにつきましては施設ナスを予定しております。説明は以上です。

議　　長　　ありがとうございました。休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について説明がございました。
関係担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

７　番　尾崎　　７番尾﨑です。第１号議案農用地利用集積計画について証言します。申請内容については産業振興課三宮さんから説明があったとおりです。申請地の場所は議案書２ページ目を見てもらえたら、国道５５線の羽根橋から約 30ｍ程行ったところに　　の旧道に入る道があります。それから 50ｍくらい行ったところに少し道が広くなったところがあり、そこから市道　　線がありまして、それを２ｋｍ程道なりに上がっていったところの左側に現地があります。

議案書では２筆になっていますが、　　さんが基盤整備をしてまして現況は１枚で３反ちょっとのハウスが建っております。６月１９日事務局冨士原さん、推進委員大石さんと私で現地を確認しております。何ら問題ないと思いますのでご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま担当地区委員さんより、現地調査等の報告がありました。この件につきましてご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

（な　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。第１号議案番号１農用地利用集積計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第１号議案番号１については、これを承認することに決定致します。三宮氏は、ここで公務のため退席となります。
ごくろうでございました。

（三宮氏退席）

議　　長　　続きまして第２号議案番号１農地法第３条許可申請番号１について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を行います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　それでは、第２号議案番号１農地法第３条許可申請について、説明いたします。議案書５ページ、地図は６ページから１０ページをお願いします。

申請地は佐喜浜町字　　番　、字　　番　、同字　　番　、字　　番　で、登記地目は畑及び田、現況地目も同じです。申請面積は 228 ㎡、131 ㎡、456 ㎡、3,818 ㎡の４筆計 4,633 ㎡となっております。（字　　のみ農用地区域です）

本申請は、佐喜浜町の　　さんから、佐喜浜町の　　さんへの贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

～事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。

担当地区委員さんの説明をお願いします。

２　　番　　２番福冨です。第２号議案農地法第３条許可申請番号１について、
福　　冨　　証言します。６月１４日午後１時３０分に推進委員の阿野田さん、申請者の　　さん、事務局冨士原さんと私の４人で現地を確認しました。申請内容は事務局より説明がありましたので、私の方は申請地の場所の説明をいたします。

佐喜浜町字　　の筆については６ページをご覧ください。

国道５５線の佐喜浜町　　地区の東側 500ｍ程行った左側に農道線があり、約２ｋｍ程上がった終点の左上約 20ｍから３0ｍ程

上がったところに申請地があり周囲は杉・ヒノキ・雑木等が生えております。現地へ行くのに２ｋｍ・勾配約10%ほどの道を国道より歩いていきまして大変疲れました。道に草等が生い茂って、軽トラなら上がれたかもしれません。次に字　　の２筆は国道５５線で　　から北進し、信号から約200ｍのところを山側に進入路があり、そこから約50m程上がったところの右に　　番　が左に　　番　があります。休耕田で草を刈って管理されておりました。字　　番ですが　　橋手前を左に曲がり約500m程行ったところの橋を渡って100m程行ったところに農道　　線があります。そこを300m程進んだところに申請地があります。草を刈ってちゃんと管理されておりました。以上です。審議をよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんより現地調査等の報告がございました。この件についてご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第２号議案番号１農地法第３条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第２号議案番号１について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第2号議案番号2農地法第3条許可申請の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第2号議案番号2農地法第3条許可申請について、事務局より説明いたします。議案書は5ページ、地図は１１ページと１２ページをごらんください。
申請地は浮津字　　番　、登記地目は田、現況地目は畑で、申請面積は306㎡、農用地区域外となっております。
本申請は、香南市の　　さんから、浮津の　　さんへの贈与による所有権移転の申請です。
譲渡人と譲受人の関係は　　で、
ですが、その当時土地を分割して相続したもので、室戸にいる　　さんが今後は申請の農地を管理・耕作されるとのことです。
以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。
（別紙調査書より説明）～　番号2の説明については以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの説明をお願いします。

１　　番
藤　　岡　　１番藤岡です。第2号議案農地法第3条許可申請の番号2について報告します。なお、申請の詳細につきましては事務局より説明がありましたので補足はありません。現地の確認とその状況についての報告のみとさせていただきますので、ご了承願います。

所は旧道　　橋の東詰より上流の方へ約100ｍのところに集会所がありますが、そこから東に転じまして約150ｍ程進みますとその表示の場所に出ます。この場所は民家のちょうど真ん中にありますので、雑草とか、そういったものに配慮し、状況としてはよく管理されていると判断いたしました。
なお、この件につきましては事務局より説明がありましたように３名で確認にいたっております。以上報告いたしますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま担当地区委員さんより第２号議案番号２について、現地調査等の報告がございました。この件についてご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号２について、
許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号２について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第２号議案番号３農地法第３条許可申請の件について議題といたします。
この件につきまして事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第２号議案番号３農地法第３条許可申請について、事務局より説明いたします。議案書は５ページ、地図は 13 ページから１５ページをごらんください。
申請地は吉良川町字　　丙　　番、同字　　丙　　番地
登記地目・現況地目ともに畑で、申請面積は 234 ㎡、125 ㎡で農用地区域内となっております。
本申請は、高知市の　　さんから、吉良川町の　　さんへの贈与による所有権移転の申請です。
譲渡人と譲受人の関係は　と　　で、譲受人の　　さんの
の土地を　　さんが相続しましたが市外にいるため現在も申請地を管理されている　　さんに名義を変更するとのことです。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。
(別紙調査書より説明）～　番号３の説明については以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。第２号議案番号３について担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

９　　番　　９番細川です。第２号議案農地法第３条許可申請番号３について
細　　川　　説明します。詳細については事務局冨士原さんより説明がありましたとおりです。私の方からは申請地の場所を説明します。議案書１３ページを開いてください。
国道５５線に　　があります。その西の方に約 1.5ｋｍ行ったところのかどっこに　さん宅があります。そこの三叉路を入って西の方に約 100ｍくらい行ったところを山の方に上がる道があります。そこを上がってまっすぐ道なりにビワ畑になってますので　、
　　さんの家の裏あたりを小さい道がビワ畑の中を通っています。それを上の方に上の方に行って、山に当たります。山に当たったところが申請地です。申請地の上は山になっております。6 月 20 日に下司委員さん、事務局冨士原さん、私の３人で現地を確認し、周辺農地の状況を確認してきました。審議の方をよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま担当地区委員さんより第２号議案番号３について現地調査等の報告がございました。この件についてご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号３について、
許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第２号議案番号３について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第２号議案番号４農地法第３条許可申請の件について議題といたします。
この件につきまして事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第２号議案番号４農地法第３条許可申請について、事務局より説明いたします。議案書は５ページ、地図は 16 ページと 19 ページをごらんください。
申請地は浮津字　　番　、同字　　番、登記地目・現況地目ともに田で、申請面積は 1,649 ㎡、69 ㎡の２筆計 1,718 ㎡で農用地区域外となっております。
本申請は、吉良川町の　　さんから、浮津の　　さんへの贈与による所有権移転の申請です。
譲渡人と譲受人の関係は　　で、相続して持分を分けて所有している農地を、今年の２月に　　さんがお父さんの持ち分２分の１の申請地の農地を相続しましたが、今回の申請で、　　さんの持ち分の２分の１についても今回　　さんが取得してすべての持ち分を得るということになります。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。
（別紙調査書より説明）～　番号４の説明については以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

1　　番
藤　　岡　　1番藤岡です。第2号議案番号4についてご報告します。内容につきましては先程事務局よりご案内しましたとおりです。それに準じますので、私からの補足はございません。従いまして現地の確認とその状況について報告します。所は同じ旧　　橋東詰から川に沿って上流に約0.6ｋｍくらい進みまして、そこの場所が表示の場所となっております。ここの道筋に並んで2筆ありまして、1筆は大きな圃場、もう一つは小さな圃場ですが、同じ高低のないところでございまして、一見すれば1枚のようにも見えますけれども、地図上ではちゃんと分散されております。これらのことを確認して、現状については耕起もされ、雑草も刈ってすぐ作付けできるように管理されているという状況を確認しております。関推進委員、事務局冨士原さん、藤岡の3人で確認してきました。以上で報告を終わります。よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。担当地区委員さんより、番号4についての、ご報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第2号議案農地法第3条許可申請番号4について、
許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号４について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第３号議案令和５年度最適化活動の目標の点検・評価（案）についてを議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。説明の間、休憩します。

事 務 局　　（資料２の説明）

議　　長　　ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。

（意見交換）

議　　長　　その他にご意見がないようでございますのでお諮りします。第３号議案令和５年度最適化活動の目標の点検・評価（案）について賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よってこれを承認することに決定致します。

議　　長　　続きまして、第４号議案 令和６年度農業者年金加入推進活動計画について、議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩します。

事 務 局　　（資料３の説明）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま事務局から説明がございました。何かご意見・ご質問はございませんか。

（な　　し）

議　　長　　特にないようでございます。また、資料を見て、何かあれば事務局の方まで、ご助言をいただけたらと思います。
それでは、資料３に基づき活動していくことを承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。それでは第４号議案について、承認し、資料３の計画案のとおり活動していくことに決定致します。

議　　長　　続きましてその他の件令和５年度慶弔費の実績報告について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　（資料４の説明）

議　　長　　ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。

（な　　し）

議　　長　　ないようでございますので、次にその他の件令和６年度農地パトロールについて事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（資料５の説明）

議　　長　　ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。

（意見交換）

議　　長　　ほかにご意見ありませんでしょうか。
ないようでございますので、明日からの農地パトロールをよろしくお願いいたします。

議　　長　　続きましてその他の件令和６年度県外先進地視察研修について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　（研修のしおりの説明）

議　　長　　ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。

（意見交換）

議　　長　　それでは、視察研修について、みなさんよろしくお願いします。

議　　長　　その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
事務局より事務連絡をお願いします。

事 務 局　　（その他の事務連絡）

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。
なければ、閉会の挨拶を中島副会長にお願いいたします。

（中島職務代理の閉会の挨拶）
（終了午後３時１０分）